

# Weekly Report

第385号  
平成28年11月21日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 消費税率引上げ延長に伴う措置

消費税率10%への引上げ時期を31年10月に変更するとともに、関連する税制上の措置等の見直しを盛り込んだ改正法が成立しました。

### ◆引上げ延長に伴う主な税制上の措置

◎軽減税率関係……飲食料品や新聞の消費税率を8%に据え置く軽減税率制度は31年10月から導入します。また、適格請求書等保存方式（インボイス）の導入時期等も2年半延期されます。

◎住宅ローン減税……減税措置（10年間で最大500万円の税額控除）の適用期限が33年12月まで延長されます。

◎住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置……住宅の取得対価等に消費税率10%が適用される場合の非課税枠の拡大措置（最大3千万円）は、31年4月から導入します。なお、29年の非課税枠は、耐震等住宅が1200万円、それ以外は700万円です（東日本大震災の被災者は1500万円・1000万円）。

◎車体課税……自動車取得税の廃止等は31年10月から実施されます。

### ◆年金受給資格期間の短縮は来年8月実施

消費税率10%引上げ時に実施とされていた年金受給資格期間（公的年金の受給に必要な加入期間）の短縮については、改正年金機能強化法が成立し、29年8月から実施されます。

これにより受給資格期間は、原則「25年（300月）以上」から「10年（120月）以上」に短縮され、現在、無年金となっている受給資格期間が10年以上25年未満の方は、来年9月分から受給できるようになります（受給には年金事務所に請求書の提出が必要）。

大幅に増加している消費税の免税店舗数

訪日外国人旅行者数の増加傾向が続いており、今年には既に2千万人を超えています。これに伴い、全国の消費税免税店数も増加しており、観光庁によると10月1日時点で3万8653店となり、2年前（9361店）と比べ、訳4倍に増加しています。

また、ここ数年にわたる税制改正により外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充が実施され、食料品や飲料、化粧品などの消耗品が免税販売の対象となったほか、今年5月からは購入下限額について一般物品、消耗品ともに5千円以上となったことなども大きく影響しています。

なお、免税店になるには、「輸出物品販売場許可申請書」を提出し、許可を得る必要があります。

### 11月は「過重労働解消キャンペーン」厚労省

年末の繁忙期に向かう11月は、長期間労働・過重労働による健康障害や賃金不払い残業の解消に向けて、厚労省では「過重労働解消キャンペーン」を行い、監督指導等に力をいれています。

年末・年始の繁忙期は思わぬミスや事故が起こる可能性があります。特に中小企業では人手不足のため、特定の部署に業務が片寄る場合があります。緊急業務の優先、仕事の流れの簡素化、他部署を含め人員のやりくりなど、労働時間の適正管理を再確認することが重要です。